

議提議案第 号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例案

右提出する。

平成三十年 月 日

提出者

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十二年三
重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の二十」を「百分の四十五」に、「百分の百九十七・五」を
「百分の百五十七・五」に、「百分の二百十二・五」を「百分の百七十二・五」に改
める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

他の都道府県議会議員等の期末手当の算定方法を考慮し、三重県議会議員の期末手
当の算定方法の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

改正案	現行
<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百七十二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>第九条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百九十七・五、十二月に支給する場合には百分の二百十二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p>

議提議案第 号

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十年 月 日

提出者

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三重県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 8 平成三十年四月一日から平成三十一年四月二十九日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、八万四千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

議会経費の縮減のため、議会における会派に係る政務活動費の一部を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○三重県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>137 (略)</p> <p>8 平成三十年四月一日から平成三十一年四月二十九日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、八万四千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。</p>	<p>附則</p> <p>137 (略)</p> <p>(新設)</p>